

戦後の日本法律学の歩み

——とくに『法律学の科学性』をめぐって——

宮 川 澄

- 一、はしがき
- 二、いわゆる『法社会学論争』の展開
- 三、いわゆる『法社会学論争』の社会的役割
- 四、法社会学論争における『法律学の科学性』についての見解
- 五、『法律学の科学性』についての反省
- 六、日本の法律学の新たな前進
- 七、『法律解釈の科学性』についての問題の提起
- 八、むすび

一 は し が き

一九四五年（昭和二〇年）八月の敗戦によって、日本の法律学は、ふたたび新しい方向にむかって出発することができるようになった。それは日本が『ポツダム宣言』を受諾したことにはじまる。『ポツダム宣言』のなかで、はっきり示されている民主主義的諸条項を、言葉の正しい意味において実現していくためには、かつての絶対主義的な日本の法律制度を打ち破り、民主主義的な法律制度として再編成することが、なによりも必要なことであった。日本の絶対主義的天皇制の法律制度をささえていた明治憲法（大日本帝国憲法）を廃止し、新しい民主主義的国家の構造と作用とを表現する新しい日本の憲法を、はっきりと打ちだすこと、これが『ポツダム宣言』の期待するところであった。この『ポツダム宣言』の期待にこたえて、日本の法律学は、日本の民主主義的法律制度の再編成に、だいたんに立ち上ったのであった。このことは敗戦後における日本の法律学が、絶対主義的天皇制のもので、すっかり見うしなっていた、ほんとうの・正しい課題をとりもどすことでもあった。またそのことによって、日本の法律学の正しい方向への第一歩をふみだすことができることでもあった。ながいあいだ支配階級の手にながられていた日本の法律学は、支配階級とは別に民衆の側に立って、いまや正しい実践的課題をもって再出発しなければならぬことが、はっきりとしたのである。法律学者はこの新しい課題ととりくまなければならなかった。こうして、いままでの日本の法律学は、大きくどうしようしたのである。事実において『日本国憲法』の制定は、支配階級に大きな打撃と動揺を与えることとなったのである。そのことは同時に、いままでの絶対主義的天皇制の法理的うらづけをなし、支配階級のみ奉仕するという役割をになっていた日本の法律学に、大きな打撃をあたえたことはいままでもなかった。

法学者が、具体的な法理上の諸見解や諸問題についてとりくむためには、じぶんたちのおかれている客観的な諸条件を無視することはできない。法学者はそれを基礎とし、そこから出発していくのである。つまり法学者は、けつして観念的な・抽象的な論議を展開しているのではない。それは、現実的・具体的な社会関係から実践的にまなびとつて、理論を組み立てていくのである。だが法学者も、敗戦後の日本の諸条件について、国民一般がそうであったといえるように、客観的な諸条件の把握について、大きなあやまちをおかしたのである。それは敗戦をきっかけとして、大きく変化していった日本の政治的諸条件と、一層複雑となった新しい世界的な諸条件のために、アメリカ占領者と客観的情勢の推移とにかんする本質を、正確につかむという点であった。そういう点について、科学的な分析と理解とが不足していたことは、とうぜんアメリカ占領政策の正しい理解に到達することを、困難としたのである。そして、その後における法律上の諸問題の解決を、いちじるしく困難なものとしたのであった。それとともに、法学者が歴史の正しい発展にかんする法則性について確信をもつことを、困難にしたことはいうまでもないのである。しかしながら、第二次世界大戦を現実的に経験した法学者は、敗戦によって、ともかく絶対主義的天皇制に奉仕するための法律学から、解放されたことを意識したのである。こうして日本の法律学は、まずなによりも『法学の科学性』をとりもどすということを、第一の課題として認識しないわけにはいかなかった。それは、社会科学としての法律学の建設という、法律学の正しい方向に向つての努力であった。この日本の法律学の切実な・当面の課題は、戦後のいわゆる『法社会学論争』によって、はげしく論争されたのである。一九四九年（昭和二十四年）から一九五〇年（昭和二十五年）を頂点として、はなははしく展開した『法社会学論争』は、法律学上のどのような論争であったのか、またそれはなに故に生じたのか。こういう点から戦後の日本の法律学の動向をあとづけていきたい。

二一 わゆる『法社会学論争』の展開

日本の法律学界における戦後の法律学の新しい方向づけは、法理論（法学説）上の論争形式によって出発した。これがいわゆる『法社会学論争』といわれているものである。しかし残念なことには、このいわゆる『法社会学論争』は、日本の法律学の当面する実践的課題からはなれて、もっぱら理論的論争のみに終ることになったのではなからうか。ではなに故に、日本の法律学の新しい方向づけは、法理論（法学説）上の論争形式をとったのであろうか。この点については、つぎのように考えることができると思う。すなわち第一に、いままでの日本の法律学が再出発するにあたって、日本の法律学が絶対主義的天皇制のために奉仕することを強要され、自由に科学的に研究することは、まったくできなかつたということである。そうして第二に、そうした絶対主義的天皇制による抑圧が、日本の法律学の科学性を、けつして法律学の課題となし得なかつたことである。それとともに第三には、日本の敗戦によって絶対主義的抑圧から解放されたという法律学者の自意識が、たやすく法理論（法学説）上の論争形式となってきたことである。これらの諸事情によって、いわゆる『法社会学論争』が展開したことは、具体的に・はっきりと物語ることができると思うのである。このことはあとで示すように、この法理論（法学説）上の論争が、いわゆる進歩的な陣営の内部においてのみ展開したことで、理解できるのである。このことは、絶対主義的な抑圧から解放された日本の若い法律学の、とうぜんの帰結であるともいえるのである。またこのことは、日本の法律学が、過去の実践的な諸経験と諸課題とに、しっかりと結びつかなかつたことを示すものではなからうか。もしも、しっかりと地についた実践的活動によって導かれ、その上に築きあげられたものであり、ひとあしごとに前進しつづけた日本の法律学であったならば、そ

これらの論争の後に、『これらの論争が、どれだけ有効で、生産的であったかは、論争に参加したわたくし自身疑問の節が多い』（長谷川正安 マルクシズム法学入門『理論社 一九五二年七月』一六ページ）と嘆かしめ、同時に『多少にかかわらずこれらの論争の理論的成果を充分くみとった上で、それにもまして、これまでの論争形式のはげしい反省から再出発しなければならぬことは、たしかだと思ふ』（同上「一六ページ」と、自己批判されることもなかったはずである。

いま、いわゆる『法社会学論争』となる諸論文を例示すると、つぎのようになる。すなわち杉之原舜一氏は、『法社会学に於ける唯物論』（東北学生新聞四四号）、『法社会学の性格』（法律時報二二卷五号『一九四九年五月』）、『科学としての法学——山中教授の教えを乞う』（法律時報二二卷六号）、『法とは何か、——行為規範と裁判規範』（民科法律部会編 法社会学の諸問題『北隆館 一九五〇年四月』）を、つぎつぎにと発表されたのである。そうして、山中康雄教授（名古屋大学）の『市民法と民法』（日本評論社 一九四六年）以来の『客観的法秩序』の法理論にたいして一貫して批判され、独自の主張を展開されたのである。これにたいして山中康雄教授は、『民主主義の法認識』（法律時報一八卷一〇号）、『法の科学性』（評論 一九四八年七月号）、『法範疇の発展について——杉之原教授の批判に答える』（法律時報二二卷九号『一九四九年九月』）などによって、再批判された。これがいわゆる杉之原舜一氏と山中康雄教授論争となったのである。そうして、やがて山中康雄教授は、『批判者の批判のしかたを批判する』（法律時報二二卷七・八号『一九五〇年七・八月』）によって、杉之原舜一氏との論争を、打ち切られることになったのである。すなわち、山中康雄教授はその論文のなかで、杉之原舜一氏の『法とはなにか』（民科法律部会編 法社会学の諸問題『北隆館 一九五〇年四月』）、尾高朝雄教授（東京大学）の『私法と私法性』（法学協会雑誌六八卷二号）、長谷川正安助教授（名古屋大学）の『書評（民法と哲学・法の羈束的権威）』（法律時報二二卷五号『一九五〇年五月』）、沼田稻次郎教授（都立大学）の『労働者権の確立』

(季刊法律学七号)の諸論文にふれられて、『私はもうこれ以上、そのような酷評にはとりあうまいと思った。けだし理論にはお答えできるが、理論ゆきの御叱りの文章は学術的検討の対象とはなりえないからである』(同上《法律時報二二巻七号》八〇ページ)とされたのである。こうして杉之原舜一氏⇨山中康雄教授論争は、未解決の問題を多分に残しながら、一応の終結をみるにいたったのである。

つぎに、杉之原舜一氏は、『法社会学の性格』(法律時報二二巻五号《一九四九年五月》)によって、川島武宣教授(東京大学)の見解について批判された。また、戒能通孝教授(都立大学)は、山中康雄教授の見解にたいして、『山中康雄著「市民社会と親族身分法」という書評(法律時報二二巻六号《一九四九年六月》)によって、自己の見解を述べ、批判されている。これにたいして山中康雄教授は、『法学の科学としての限界についての一考察——戒能教授からあたえられた批判を機縁として』(法律時報二二巻一十一号《一九四九年十一月》)、また、『法学と法社会学の区別についての一考察』(民科法律部会編 法社会学の諸問題 北隆館《一九五〇年四月》)を発表された。これが、いわゆる戒能通孝教授⇨山中康雄教授論争となつて展開されたものである。さらに、長谷川正安助教授は、山中康雄教授の著書『民法と哲学』および『法の羈束の権威について』の書評(法律時報二二巻五号《一九五〇年五月》)によって、山中康雄教授の見解を批判された。これにたいして、山中康雄教授は、前載の『批判者の批判のしかたを批判する』(法律時報二二巻八号《一九五〇年八月》)によって、再批判されたのである。こうして、いわゆる山中康雄教授⇨長谷川正安助教授論争が行われた。さらに長谷川正安助教授による杉之原舜一氏や川島武宣教授にたいする批判などがなされるなど、『法社会学論争』は多彩をきわめたのである。

これらのいわゆる『法社会学論争』についての諸論文によって、諸家が具体的にどのような見解を主張せんとした

かの検討は、のちに取上げることにした。しかし、これを要約してみれば、結局のところ『法律学の科学性』という問題であつたといえるのである。すなわち、法学を研究していくには、どのような方法によつて行うのか。どのような方法がもっとも正しい・科学性をもつたものになるのかという点にあつたと思われる。つまり、法学を研究していくには、まず法律そのものの存立する物質的基盤である社会関係を、分析しなければならぬ。そして、それが国家的意思を通して、どのように法律として表現されているかを研究すべきであるとする見解と、これとはことなつて、法律そのものの内的構造から出発し、それが国家的意思をつうじて、いかに社会関係にまで反映しているかを研究しなければならぬとする見解との論争であつたと思われる。これを簡単に図式的にいえば、第一の見解は、経済↓国家意思↓法というように研究していかなければならぬとする見解であり、第二の見解は、法↓国家意思↓経済↓国家意思↓法というように研究していかなければならぬとする見解であるといえるだろう。法律の科学性は、もちろん経済↓国家意思↓法というように、つまり法からではなく、ぎやくに一定の社会の物質的基礎から、社会の生産関係そのものから出発し、それがいかに具体的に国家意思によつて法律的に表現され、現実の社会関係に反作用しているかという相互関係について、研究しなければならないと考えるのである。

三 いわゆる『法社会学論争』の社会的役割

さて、浅井清信教授(立命館大学)は、一九五〇年(昭和三五年)の学会回顧(法律時報二二卷二二号へ一九五〇年二月)のなかで、『大体方法論というものは社会の変革による学問の対象の変動を契機として論じはじめられるもので法社会学の問題が戦後に非常に問題となつて来ましたのは、これはやはり日本の戦後の社会の変化、これが原因とし

て居るのではないか』(同上二〇ページ)といわれている。もちろん、法学上の方法論論争の一般的基礎は、浅井清信教授も述べられているように、学問の対象の変動ということ、基礎としていえると思う。しかしそれと同時に、法学上の諸理論は、個々の法律学者の主観的な・孤立的な思想ではなく、諸学者の立っている社会的諸条件によって導かれるものだといえるのである。従って、あれこれの法理論(法学説)の基盤には、やはりある階級ないし階層の一般的な思想や考え方が横わっているといえるのである。だから、それらの法理論(法学説)を、なんらかの抽象的な・非現実的な思想ないし見解として、表明されたものであると考えることはできないわけである。このことは、法律学者の学説ないし見解が、階級的・階層的基盤から、けっしてきりはなされては存在しえないし、また、きりはなしてはならないことを意味しているのである。このように法学上の諸見解は、それらの階級ないし階層の一般的な見解をば、具体的な個々の法律上の諸問題にたいして表明したものであるといえるのである。従って、法理論(法学説)上の論争がなされたということは、その論争に参加した法律学者が、じぶんを支えている基盤をはっきりと・正しく代表し、その見地に立ったうえで、じぶんの法学上の見解を構成し、主張しているはずである。この点に、法理論(法学説)上の論争の意味とその社会的役割とを見出すべきではなからうか。このことは法理論(法学説)上の論争に参加した法律学者が、じぶんの実践的諸活動を通じて、どれだけじぶんの立っている基盤と結びつき、実践的な諸経験を整理し、その理論を構成したかが先決問題となることを、理解させるのである。もしもそうでなければ、その論争はただ観念的な・抽象的な法理論(法学説)上の論争としてからまわりし、ただそれだけに終ることとなるであろう。このことはとうぜんなことだといわなければならない。

とにかく、このいわゆる『法社会学論争』によって、ほぼ明白にされたことは、つぎの諸点に要約できるだろう。

すなわち第一に、絶対主義的天皇制のもとでは、絶対的な權威を身にまとうことのできた法律ないし法律制度は、すくなくとも形式的には、すっかり權威をうしなってしまった。そしてその權威は、連合国最高司令官の超憲法的權威に、とって代えられたのである。こうして法律は、現実との背離に直面したのである。このことによって、ふるい法律学を支えていた法律ないし法律制度にたいする『物神崇拜性』が、はぎとられてしまったのである。法律学者は、じぶんたちのよりどころであった『法律の究極にあるもの』にたいする法理的根拠を、再認識しないわけにはいかなかった。第二に、日本の法律学の不幸は、法律学者が民衆と遊離し、民衆の諸權利を擁護するということを、まったくわすれさっていたという点に求めることができるということである。戦後における日本の法律学は、かつての・ふるい法律学に、新しい法律学としてのころもを着せかえなければならぬという、實際的な必要があったのである。こういう事情によって、いわゆる法社会学が、多くの法律学者によって問題とされるや、法律学界の革新児であるときまでいわれるようになったのである。この新しい法律学にたいする期待に答えて、法社会学は、戦後における日本の法律学を明確に方向づけるという課題をもつことになったのである。たしかに、この『法社会学論争』によって、日本の法律学は新しい・若々しいいぶきを吹きこまれることになった。そうして日本の法律学は、正しい方向に一步前進する足がかりを得ることができたのである。このように日本の法律学の一步前進の端初が、この『法社会学論争』によって開かれたことは、否定しえないことだと思ふ。だが、この『法社会学論争』の社会的背景は、一九四五年（昭和二十年）八月以後から一九五〇年（昭和二十五年）にかけて、アメリカ帝国主義がどんなに日本を、その半植民地・従属国にかえるために、最大限に占領政策を押し進めていたかを、はっきりと理解することができなかった時期である。ところが、一九五〇年（昭和二十五年）になって、民主主義的諸權利を擁護するための『二・一ゼネ・スト』

が連合国最高司令官の手によって、むざんにも禁止されるや、問題の焦点が明瞭となったのである。占領政策は、けつして日本にはんとうの民主主義を保護・助長するということではないことを、事実によって理解することができたのである。それはアメリカ帝国主義に日本を奉仕させることが、占領政策のほんとうの目的となつてゐることであつた。このことは人々の体験によって、もはやだれも疑うことのできないこととなつたのである。その時以来人々のあいだに、多くのあいまいさを残してゐた戦後の日本の社会・経済的諸条件についての、正しい科学的な分析ができるようになったのである。

この『法社会学論争』によつて、新しい日本の法律の樹立にたいする努力がなされてゐたのは、こうした時期であつた。従つて、そうした時期における新しい法律学の方向は、はじめから一定の構想をもち、それを理論づけていくという結果になつたといふべきではなからうか。すなわち、『法律学の科学性』といふことを頭の中で構想し、それにもとづいて論争がなされたと考えられるのである。法律学の科学性といふ問題の提起は、こんにちの法律ないし法律制度が、どんなに支配階級に奉仕してゐたか、従つて、こんにちの日本の条件のもとでは、どんなに米日反動勢力の手ににぎられ、それがどのように利用されてゐるかを、明らかにしなければならなかつたのである。つまり、法律および法律制度によつて、いかに擁護され、占領政策を一步ごとに押しすすめてゐたかを、明らかにしなければならなかつたのである。アメリカ独占資本によつて、ますます半植民地・従属国につき落されてゐるこんにちの日本の条件のもとで、『法律学の科学性』といふことは、そうした実践的課題を明確化していくことでなければならぬといえるのである。従つて、その時期の法律学上の諸課題にたいする法理論（法学説）上の論争は、現実的な日本の諸条件の分析と、さらにじぶんの実践的な・諸活動とには、まったく無關係に、ただ観念的な抽象的な方法論論争の

形式をとらざるをえなかったのである。事実において『法社会学論争』は、そうした法理論（法学説）上の論争という形式に満足し、展開していったといえるのではなからうか。日本の法律学は、まだ若く、そうした経済的土台と、その上にそびえたつ法律ないし法律制度との相互関係についての理論的な究明にまで進むことはできなかったのである。だが、一九五〇年（昭和二五年）の『二・一ゼネ・スト』以後の日本の社会・経済的諸条件の大きな変化は、とうぜん日本の法律学の上に、新しい課題をなげかけることになった。いまや日本の法律学は、この新しい理解の基礎にたつて、どのような方向に進むべきかを、みづから決定しなければならなかった。日本の法律学は端初的な一歩前進から、さらに二歩前進するかどうかの重要な課題に当面したのである。こうして一九五〇年（昭和二五年）の後半期になると、法社会学論争という言葉が、ほとんどの法律誌上から、姿をけすことになったのである。それとともに、いわゆる『法社会学論争』は未解決のまま、一応の中断がなされたわけである。そして、いままでの方法論論争は、具体的な課題ととりくむことによって、自己の方法論の正当性を実証しようとするぢみな努力に、そのスタイルを変ぼうして行ったのである。

四 法社会学論争における『法律学の科学性』についての見解

このような日本の新しい法律学の傾向は、大きくわけて、二つの方向に向つて進むことになったといえるだろう。その一つは法社会学的傾向であり、いま一つはマルクシズム法学への傾向であった。もちろん、この法社会学のなかには、いろいろの傾向のものが含まれているのである。ごく大ざっぱにいうと、二つの傾向があるといえるようである。その一つは法解釈学の立場から出発し、やがて法解釈学の立場にもどつていく実用法学である。これは法の

解釈のために法社会学的方法をとりいれるという傾向である。つまり、ふるい法律学に新しい法律のころも着せかえるという、実的な必要から、法社会学を問題としていくという傾向によって代表されるといえるだろう。この傾向にたてば、すこしも問題意識をもたず、たんに事実の蒐集のみで満足してしまふ態度となってしまうのである。そして、いま一つはそれとはまったくことなつて、いままでの法律学の概念からはなれたものである。この立場は戦後にひじょうに強い勢でなされてきたものである。それははっきりとした問題意識をもち、つまり科学としての法律学を探究していこうという積極的な問題をもつて、法社会学の研究をすすめようとする態度であつた。もちろん現在までのところ、法社会学の課題や方法論にたいするはつきりした一般的・統一的な見解はないようである。しかし、法社会学を法社会学という一つの範疇に統一することができるのは、ほぼつぎの共通点をもつためではなからうか。すなわち、法社会学を研究しようとする者が、法律学を科学にまで高めるといふ目的意識をもちつつ、当面の法律学上の諸課題にとりくもうと努力している点に求めることができると思う。そのためにこそ、多くの法律学者は、それぞれの見解を表明したのであつた。いま『法社会学論争』にしめされた二三の見解をかかげてみよう。たとえば、川島武宣教授は、科学としての法律学ということについて、つぎのように述べられている。すなわち、『第一は、法的な価値判断の分析、第二はその価値判断を一定の人々に伝達する手段——法的概念および論理——についての分析の二つになります』（法解釈学の「科学性」《法律時報二六卷四号・一九五四年四月》五三ページ）と述べられている。そしてそのことについて、さらに具体的に論及され、『第一の問題は、いかなる価値の体系があるか、それに基く個々の価値判断が相互にいかなる関係をもつか、個々の価値判断によつて全体の価値体系がいかなる影響をうけ、いかに変化するか、ということ組織的に理解すること——これが科学としての第一の任務だと思ふのです』（同上 五三ページ）

シ)と説明されている。

つぎに戒能迪孝教授は、『法律学の科学性』の問題と結びつけて、とくに法律の階級性について、つぎのような見解をのべられている。すなわち、『ここにおいてみれば法律の階級性があるけれども、法律の階級性の基礎にあるものは、法律自体の階級性よりも、社会関係のなかにある階級性が、そのまま法律に反映され、法律が全体の体系として、社会関係自体の革命なしには、社会関係の階級性を否認する方向に動いていかなかったこと、動き得ないことを意味する』(法律の階級性 アテネ文庫版へ一九五〇年四月一〇ページ)と述べられている。この論述のなかでは、直接には法律学の科学性についての説明はない。しかし、法律がその土台としての経済的諸関係の反映であること、従ってまた、既存の法律体系は、けっして社会関係における階級性を否定する積極的・能動的役割を演ずることができないことを、述べられていると考えられる。このことよって、法学は、法律ないし法律制度と経済的諸関係との関連性において、理解しなければならぬこと、さらに、それをいっそう深めることよって、『法律学の科学性』が実現することの論述がうかがわれるのである。

そして、法律学の科学的建設を意慾されながら、数多くの労作を発表されている山中康雄教授は、法学がなお社会科学として成立するかという点についての、根本的な疑問をもつてのぞまれようとされる。すなわち、山中康雄教授は、『法の研究をその基底となす社会の生産関係にまで掘り下げるところの社会科学的方法をとることよって、実は法学の社会科学性の絶無という根本的なバクロを実現しはしないかということである。いいかえれば私という客観的法秩序の否定である。民法学からマルキシズムとしての経済学や歴史学や政治学に去っていった先覚者は、このような立場に立っていたのではなからうか。マルクスその人も法学者としてスタートして、法学からはなれ去ったの

である。これが真実だとすれば、民法学を私も亦捨てねばならぬ。しかし、そのまえに私は、社会の生産関係と表裏一体をなすものとしての、客観的法秩序の存在するかどうか。存在するとすれば、どのような法的構造をもつものであるかどうかをことなまで究明せねばならぬと考えている。民法学は今や自分じしんがはたして社会科学として成立し得るものであるかどうかの問題と対決を迫られているといつてよい』（民法学の進むべき道 法律文化四卷一号）と述べられ、法律学にとつての根本的な問題を提起されたのである。そして、さらに『法学の科学としての限界についての一考察』（法律時報二二卷二二号）（一九四九年一月）においても同様な見地になつて、『法律学の科学性』にたいする疑問を提起されたのである。

また長谷川正安助教授は、まえに述べたように、山中康雄教授の『民法と哲学』（朝倉書店）（一九四九年一月）と『法の羈束的権威』（日本評論社）（一九五〇年一月）についての書評のなかで、『法律学の科学性』の問題について論及されている。その書評には、とくにマルクシズム法学の近況という副題が添えられている。長谷川正安助教授はそのなかで、『マルクシズムの立場で今日法を科学的に研究しよう』ということは、それほど容易なことではない。資本制社会ではブルジョア的な階級抑圧のための階級意識・階級暴力が、窮極的には経済構造に規定されながらも、半意識的にねじまげられてくるのであるから、そのねじまげられた方を把握しなければならぬ。もろもろの上部構造の研究は、下部構造の研究とちがつて、下部構造をまずとらえると同時に、自己と同じ平面での他の上部構造との複雑な相互作用が考慮されなければならないのだから、大変である。これを忘れて下部構造との関係だけしかみないものは、法学者たる資格はないが、それすらできないでは、マルクシズム法学者としての第一歩はふみだせない』（法律時報二二卷五号）（一九五〇年五月）（四七ページ）と述べられている。

このような諸家の見解の表明によって『法律の科学性』ということが、人々の関心のまよになったのである。

五 『法律学の科学性』についての反省

これらの『法社会学論争』によって、法律学上の方法論にたいする法理論的論争が、日本の法律学者によってなされていくとき、イエ・ヴェ・スターリンの『マルクス主義と言語学の諸問題』（言語学におけるマルクス主義について）（一九五〇年六月二〇日プラウダ）・言語学の若干の問題について（一九五〇年八月二日プラウダ）が発表されたのである。このスターリン論文の発表によってすくなくとも法律学上の方法論について法理論的論争の形式をとることは終わったのである。イエ・ヴェ・スターリンはそれらの諸論文によって、社会の土台とその上部構造とのあいだの相互関係を、みごとに明確に・科学的にさししめたのである。このスターリン論文によって、日本の法律学のいままでの方法論にたいする法理論的論争の形式が、反省されたのである。そして、そこから一步前進して、社会の経済的土台と、その上部構造としての法律および法律制度とのあいだの相互関係について、より深い学問的研究をおし進めることが可能となったのである。スターリンの諸論文は、こうして日本の法律学の発展に、大きな役割をはたしたのである。日本の多くの若い法律学者は、このスターリンの諸論文に導びかれて、すすんで社会の経済的土台と、上部構造としての法律および法律制度とのあいだの相互関係を究明し、それにかんする労作をつぎつぎに発表されていったのである。こうして多くの法律学者の手になる社会の経済的土台と上部構造としての法律および法律制度との相互関係についての諸論文が、研究機関誌をにぎわすことになったのである。スターリンの『マルクス主義と言語学の諸問題』は日本の法律学を一步前進させ、新しい諸課題にとりくむことを可能にしたのである。たとえば、黒木三郎助教授

(愛知大学)が『法の社会的構造(素描風な試論)——山中教授の所説をめぐる若干の問題にふれて』(愛知大学法経論集五巻「一九五二年一月」)を發表され、法と下部構造とのあいだの相互關係に論及されるなどは、みなその例であるといえるだろう。

それとともに、この社会の経済的土台と法律および法律制度との相互關係についての課題の究明のために、一歩すすんだソヴェト法理論や法律学の紹介や論文が、つぎつぎと發表されることになったのである。たとえば、山之内一郎教授(東京大学)の『ヴィシンスキーによるソヴェト法理論』(社会科学硏究二・三巻号「一九五〇年一月」)や、『社会主義国家の法』(上・下)(東大協組出版部 一九五〇年一月—二月)などの論文や著書は、その例であった。こうして日本の法律学者は、次第にソヴェト法律学の分野に目をむけていくことになったのである。これまでソヴェト法学が日本の法律学界ではほとんど知られなかったのは、いろいろの事情があるだろう。しかし、そのもつとも大きな事情は、なんといっても絶対主義天皇制のもとでは、ソヴェト法学を取扱うことは、タブーと看做されていたことによるといえるだろう。しかし、こうしたソヴェト法学研究の実際的な必要によって、次第に研究資料の大きな空白がうめられているのである。たとえば、稻子恒夫助教授(名古屋大学)の『ソヴェト社会主義民法の理論』(O・C・モッフエフの論文を中心として)(法律時報二三巻三号・一九五一年三月)、柳春生教授(九州大学)の『ソヴェト社会主義法の性格』(法政硏究一九巻二号)、福島正夫講師(東京大学)の『戦後におけるソ同盟諸法典の編纂』(法社会学二巻「日本法社会学会・有斐閣一九五二年七月」)など、いちいちあげることにはできないほどである。

六 日本の法律学の新たな前進

一九四八年（昭和三年）末から一九四九年（昭和四年）にかけて、世界資本主義は第二次大戦後における重大な危機に直面した。アメリカでは一九四八年（昭和三年）後半から、経済的活動の後退がはじまった。そして一九四九年（昭和四年）二月になると、商品・株式市場はいっせいに急落した。それはたんに農産物だけではなく、工業製品にまで波及し、恐慌はもはや不可避であった。こうした時期にアジアにおける最大の商品市場であった中国は、新民主主義革命に成功し、一九四九年（昭和四年）一〇月には、中華人民共和国が誕生したのである。アメリカは恐慌からの脱出と、社会主義國にたいする攻撃のために、資本主義諸國の対米従属を強化するとともに、戦争準備体制を世界的に拡大する政策をとったのである。こうして一九五〇年（昭和五年）六月には、朝鮮戦争がぼつぱつした。そして一九五〇年（昭和五年）十一月には、中国が参加するに至ったのである。こうしてアメリカが恐慌を戦争に転化することによって、軍事基地日本は前線基地に転化し、重要な地位をもつことになったのである。そのことは、日本を従属的軍事体制に即応させることであった、こうして一九五一年（昭和二六年）九月には、サンフランシスコ両条約（日本國との平和条約・日本とアメリカ合衆國との間の安全保障条約）が締結されたのである。

このサンフランシスコ両条約によって、日本はサンフランシスコ的独立を与えられたのである。サンフランシスコ両条約は、一九五二年（昭和二七年）二月に締結された『日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障条約第三条に基く行政協定』とともに、日本の経済をいっそうアメリカ独占資本に従属させ、日本を戦争政策の拠点たらしめるテコであった。このまったくの形式的意味にしかすぎない日本の独立ということが、とにかく連合國最高司令官の超憲法的な權威にすぎなくて、占領政策の遂行という目的に統一されていた日本の占領下における法律にたいして、いままでの条件を失わしめたことは事実である。いままでのように超憲法的な權威にかくれて、日本の諸法律をわいきよくし、

国民を占領政策に強制するというやりかたはできなくなった。従って、いまではあくまでも国内法的権威にその妥当の根拠を見だし、すくなくとも法律そのものに妥当性を根拠つけなければならなくなったのである。従って、もしも法律じたいのなかに、合理的な妥当の根拠を求めなければ、政治的権威にたよる以外には手がなくなってしまいうだろう。サンフランシスコの独立によって、ますますアメリカ独占資本に従属化した日本資本主義が、最大限利潤の法則に従うためには、すでに民主主義的形式によってささえられていたところの法律を根こそぎとりのぞき、資本主義的搾取を最大限に強化する以外には、もはや生きぬく手段をもたないといえるだろう。そうしたばあいには、必然的に政治的権威にたより、それを十二分に効果的に行使する以外には、どうにもならないことは明らかな事実である。だからそれはファシズムとなるのである。このように日本の社会・経済的諸条件の変化は、それにともなつてとうぜん法律そのものを変質させていくのである。そして変質していく法律の諸形態を理解することによって、法律学者の意識そのものもまた変移しはじめる。法律学者はじぶんの法理論をけつして観念的・抽象的に、ただ頭脳のなかだけで組み立てるものではないから、経済的諸条件の発展のなかに、経済的諸条件をば土台とし、そのうえで実践的に組み立てるからである。だから、『法律学の科学性』を問題とすれば、どうしても経済的諸条件の研究としっかり結びついた法理論でなければならぬわけである。もしも法律理論が、一切の経済的条件を、すこしも考慮していなければ、それはほんとうの法理論であることはできないし、また実際にすこしも社会の役にたたないものであるといえるだろう。

さて、このような日本の社会・経済的諸条件の急激な変化は、世界資本主義の全般的危機のいっそうの深化(第二段階)という、客観的情勢の変化によって生じたのである。イェ・ヴェ・スターリンは、『ソ同盟における社会主

義の経済学的諸問題』(一九五一年一月の討論会に関連した経済的諸問題にかんする意見 一九五二年二月)・《同志アレクサ
ンドル・イリイチ・ノートキンへの回答 一九五二年四月》・《同志エリ・デ・ヤロシエンコの誤謬について 一九五二年五月》・《同
志ア・ヴェ・サニナとウェ・ゲ・ヴェンジェルにたいする回答 一九五二年九月》を発表した。イエ・ヴェ・スターリン
はこれらの論文によって、世界資本主義の全般的危機のいっそうの深化(第二段階)における諸矛盾の急激なる発展
にたいして、明確な・科学的分析と法則性とを明らかに示した。そして、それらの論文によって、こんにちの諸問題
の所在は、だれの目にもはっきりとなったのである。このイエ・ヴェ・スターリンの諸論文に導かれて、日本の法律
学者にとっては世界資本主義や日本資本主義にたいする正確な理解のうえで、こんにちの問題をいかに法律的に解決
していくかということが、問題となったのである。こんにちのように、資本主義が全般的危機の第二段階にまで深化
した時期においては、正しい学問的基礎にたたなければ、なに一つ解決しえないのである。こんにちにおいては、も
はや法律の客観性ということによって、民衆の目をごまかすことはできなくなった。資本主義はそれほど矛盾を激化
したのである。そこでは法律の階級性ははっきりとその姿をあらわし、民衆のうえにおおいかぶさっているのだら
う。こういう事態をまえにして、法律学者はどうしたらよいかということが、じぶんじしんで解決しなければならな
い緊急の問題となってきたのである。

七 『法律解釈の科学性』についての問題の提起

日本の社会・経済的諸条件は、M・S・A協定を日本が受入れることによって、さらに大きく変化することになっ
た。M・S・A協定によって日本の半植民地・従属国的条件は、一段と急速化した。こうして日本のファッシヨ的傾

向もまた、いっそう強化され、露骨となったのである。こういう理由によって、日本の法律学の当面の課題は、ファシズムによる法律の否定から、いかにブルジョア法じたいを守るかということであった。そうした努力がなければ政治的権力によって、法律を支配階級に奉仕させ、もしもブルジョア法の形式的な自由性と平等性が、現実の日本の諸条件に適合しないものだと思えるならば、ブルジョア法じたいをなげすてまでも、支配階級の恣意的な解釈に従って、民衆を抑圧するという現実にとりくむことであつた。この問題にたいして、法律学者は民衆の立場に立つて法律そのものを理解していかなければならないことを、理解するようになったのである。そのことによって、支配階級の階級的支配の武器である法律をば、支配階級の手からうばいと、じぶんたちを守り、民主主義のためにたたく武器に変質させなければならぬという命題に到達することができたのである。日本におけるファシズムが、公然と露骨にあらわれる傾向が次第にはつきりとするや、つぎつぎと反民主主義的法律や法律の改悪が、強行的になされていった。そうした悪法にたいして、日本の法律学は、どのように鬭争していかなければならなかつたかという点にこんにちの法律学の課題を見出さなければならなかつたのである。それは一方においては、ブルジョア法ないしブルジョア法律学そのものの本質を明らかにし、そのアンチ・テーゼとして、『法律学の科学性』を浮ばりすることであり、他方では日本のほんとうの独立・自由・平等を実現するために、それらの悪法にたいして抵抗することが、国民の生存的権利であり、正当なとうぜんの権利であることを根拠づけるという努力にあらわれたのである。たとえば山中康雄教授が、『現代国家における法の支配』（思想No.三三七、一九五二年七月）において、『資本家的社会科学は、資本制社会を永遠不変の人間自然の本性にかなつたものであるとすること、資本制社会に階級対立のあることを抹殺し、右対立が危機的となつてくると、労資協調すべく、かれらのあいだに根本的な利害の対立は存在しないのである

ことなどをといて、資本制社会を擁護しようとするのであるが、資本主義国家の法秩序の記述としての法典も、資本制社会の維持擁護のための武器として、右の点にかぎらず、あらゆる点で資本家的社会科学のもっている誤謬と虚偽を身につけている』(同上 九ページ)とのべられているのは、前者の例であるといえるだろう。また、沼田稻次郎教授(都立大学)が、『悪法と労働基本権』(法律文化社 一九五四年四月)において、労働者階級が労働者の諸権利をふみにじろうとする資本家階級の法律の改悪に、どのように抵抗しなければならぬかを示されたのは、後者の例であるといえよう。

このように法律学者は、『法学の科学性』ということとは、同時に法律学が、いかに民衆のものとして生きぬくかという問題となることを、意識するようになったのである。こうして『法律の解釈』の問題が、大きく取上げられるようになったのである。ことに一九五四年(昭和二九年)の春の法律学界は、この問題ととりくんだのである。もともとこの問題の直接の導火線となったのは、一九五三年(昭和二八年)十一月の私法学会における来栖三郎教授(東京大学)の報告であったといわれている。来栖三郎教授は、その報告『法の解釈と法律家』(私法一一号 一九五四年四月)のなかで、法律家のありかたについて問題を提起された。来栖三郎教授はその報告のなかで、『法の解釈というものは幾通りもの解釈があるのではないか』という疑問をだされたのである。この来栖三郎教授の見解・疑問は、『法の解釈と法の遵法』(法学協会雑誌六六卷六号・六六卷八号)や、『法律家』(末川教授還暦記念論文集 民事法の諸問題) 有斐閣 一九五三年十一月)などの論文によって、法解釈学に関する問題の提起となつていくわけである。ことに『法律家』のなかで来栖三郎教授は、法の解釈のいわゆる客観性ということの不可能なことを問題とされ、つぎのように述べられている。すなわち、『法の解釈は単に法規の客観的な認識たるにとどまるものではなく、多かれ少かれ解釈する個人

の主観的価値判断が入り込むことを免がれない』(法律家『民事法の諸問題』二五〇ページ)とし、法の解釈は『客観的要素と主観的要素との不可分離の結合物』(法律家『民事法の諸問題』二五〇ページ―二五一ページ)であるとされたのである。こういう来栖三郎教授の問題提起とほぼ前後して、川島武宣教授(東京大学)も『法の解釈は科学たりうるか』ということをも、『科学としての法律学』(都留重人他 新らしく学ぶために 弘文堂『一九五三年』)という論文のなかで取扱われ、問題をなげかけられたのである。こうして日本の法律学は、『法律解釈の科学性』ということの問題としてつ、ふたたび活潑化することになったのである。

さて、この『法律解釈の科学性』の問題にたいして、磯村哲教授(京都大学)は、『これからの法律学と法学者』(法律時報二六卷一号『一九五四年一月』)という座談会のなかで、つぎのような見解を述べられている。すなわち、『法の社会科学の把握という立場から、従来の解釈学の成果を摂取する、両者の橋渡しをする一つの方法として、諸概念や法律構成の歴史を自覚的にやることです』(同上八〇ページ)と。このことは、『法律学の科学性』ということが、そのものの孤立的な・観念的な研究態度からは、けっして導びき出されえないこと、そのためには、どうしても法律や法律制度と、その経済的土台との相互関係において、把握しなければならぬことを示されたものだと思う。また川島武宣教授も、『結婚』(岩波新書『一九五四年五月』)において、婚姻という法律制度が、歴史的諸条件ときりはなされて存在しえないこと、こんにちの経済的条件が、現在の婚姻制度を築きあげていることを述べられている。そうして、『もし過去の人類の歴史からわれわれが学び得た歴史の法則が正しいものであるならば、現在の右のような道徳や習俗の状態は、一般の政治的経済的社会的な歴史的転換とともに転換し、頽廢のにない手たる寄生階級が没落し建設のにない手たる人々が指導力をもつ時代がくることになるであろう。そうして、諸々の頽廢が没落しその代りに新

らしい道徳や習俗が支配的となるであろう。もちろん、それは幾多のまわり道や苦勞の後でなければあり得ないであろうけれども、『同上 二三一ページ〜二三二ページ』という結論に到達されたのである。

八 　　む　　す　　び

このように、こんにちのまじめな多くの法律学者が到達しつつあるように、『法律学の科学性』をとりもどすといふことは、法律および法律制度の正しい理解と深い分析とによって、科学的理論を法学にうちたてることだと思ふ。そうして、それを基礎にして、こんにちの社会関係の発展にたいする諸要素を発見し、それにもとずいて、結局はわれわれが実践的に到達するところの理想を、理論的につくり出すことだと考へる。法律学者のほんとうの社会的な役割は、こうした未来にたいする萌芽を、だれよりも早くみとめそれを整理し、理論化することにあるのではなからうか。